

特定大規模集客施設の立地誘導地域への
立地の誘導等に関する基本的な方針

平成26年7月第2版

宮 城 県

目 次

はじめに	1
1 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向	2
(1) まちづくりをめぐる課題とその背景	2
(2) 国の方向性	5
(3) 県の役割と具体的な施策	5
(4) コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向.....	6
2 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施 策についての基本的な事項	10
(1) 特定大規模集客施設の立地の誘導	10
(2) 特定大規模集客施設の立地誘導地域等	10
(3) 特定大規模集客施設の新設（変更）届出	12
(4) コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から考慮すべき 事項	12
3 地域貢献活動の指針となるべき事項	15
(1) 地域貢献活動の必要性	15
(2) 集客施設の地域貢献に関する自主的な取組の推進	15
(3) 地域貢献活動ガイドラインの作成	16
(4) 地域貢献活動計画及び実施状況の公表	16
(5) 地域貢献活動の内容	16

はじめに

現在のまちの姿は、人口の増加に対応した大規模な郊外の住宅団地の開発、自動車の一般家庭への普及や幹線道路等の整備に伴う車を中心とした生活様式への変化、郊外への集客施設の立地・移転等、高度経済成長期以降のまちから郊外に向かう流れの中で形づくられてきましたが、その一方で、まちの中の居住人口の減少やシャッターを下ろしたままの店舗が目立つ商店街といった影響も見られるようになりました。

こうしたことに加えて、既に人口が減少に転じ、高齢化が更に進行する等、社会環境が大きく変化するなかで、将来のまちの在り方について考えていかなければなりません。

この「特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、このようなまちの現状や今後の社会変動を考慮した上で、「コンパクトで活力あるまちづくり」の実現に向けて目指すべき方向を明確にするとともに、特定大規模集客施設の立地の誘導や地域貢献活動の促進等の宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年宮城県条例第1号。以下「条例」という。）に基づく具体的な施策を実施するに当たっての指針となるものです。

根拠規定：条例第4条第1項

この基本方針でいう「まち」とは、公共公益施設や商業施設、住宅などが集積し、都市生活の拠点となるべき市街地を指しますが、その規模等についての明確な定めはありません。なお、この「まち」は、ほぼ中心市街地と同義ですが、基本方針においては中心市街地の活性化に関する法律（以下「中心市街地活性化法」という。）に関連する場合のみ中心市街地という表現を使用し、それ以外の場合は「まち」という表現を使用します。

また、「郊外」とは、「まち」の外縁部に位置する市街地等の部分を総称するものです。

「まちづくり」は「まち」を中心とした日常的な生活圏の形成・デザインのことを指します。

特定大規模集客施設とは、集客施設（劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則^{*}で定めるものに供する建築物）であって、集客施設の用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。以下同じ。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの又は集客施設の店舗面積の合計が6,000㎡を超えるものをいいます。

※宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例施行規則（以下、「条例施行規則」という。）

1 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

(1) まちづくりをめぐる課題とその背景

イ 社会を取り巻く環境の変化

かつてまちには、居住機能や商業機能、公共公益機能、文化・娯楽機能など、さまざまな都市機能が集積していましたが、その多くが郊外へと移転しました。

その発端となったのが人口の増加です。我が国の人口は、戦後から高度経済成長期にかけて急速に増加しました。その後も近年に至るまで緩やかな増加傾向にあり、次々に行われた郊外の宅地開発が増加した人口の受け皿となりました。

また、我が国の自動車産業は、1960年代にその基盤を作りあげ、70年代に急成長を遂げましたが、この自動車産業の発展とともに、自動車の低価格化が進んだことなどにより、一般家庭にも自動車が急速に普及しました。

この間に、幹線道路などの道路交通網の整備も目覚ましく進んだことから、車社会化が急速に進展し、一般家庭にも自動車利用を前提としたライフスタイルが定着し、行動範囲が大きく広がりました。

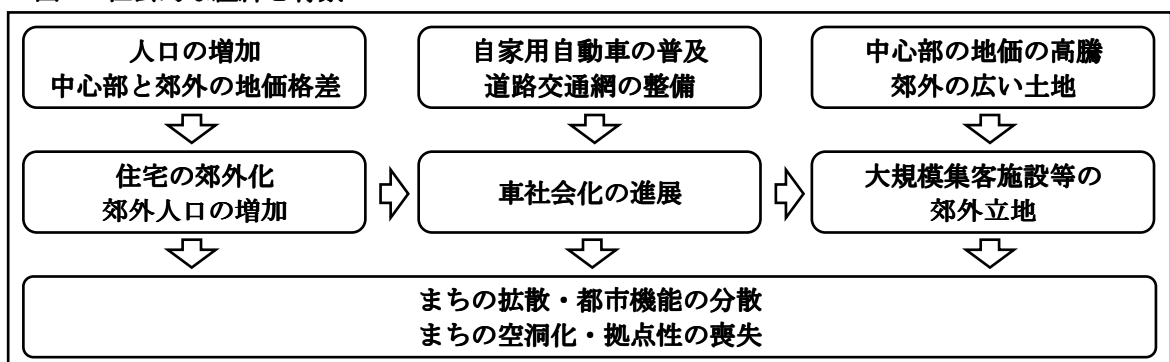
このような変化に加え、大量の自動車を収容可能とする広い敷地を容易に確保でき、さらに中心部の地価と比較して安価であるという要因もあって、大規模集客施設等の拠点施設の立地場所についても、まちから郊外へと移りました。

特に大規模小売店舗については、1990年代になっていわゆる大規模小売店舗法が数次にわたって緩和されると、その立地は郊外へと急速に転換しました。

これらの結果、まちが郊外へと拡散するとともに重要な都市機能である拠点施設が分散立地し、自動車の使用を前提とした都市構造が形成されてきましたが、このことは同時に、かつて居住機能や商業機能、公共公益機能などの都市機能が集積していた、まちの空洞化と拠点性の喪失をもたらすこととなりました。

一方、地方中小都市においては、大都市への人口の流出などにより人口が減少し、加えて、車社会化の進展に伴う郊外幹線道路沿いへの集客施設等の集積が進み、同様にまちの空洞化と拠点性の喪失がもたらされました。

図1 社会的な経緯と背景



ロ まちの抱える課題

現在、こういった都市機能の分散やまちの空洞化等に起因して次のようなさまざまな問題が顕在化してきており、実際に深刻な状況となっている事例も数多くあります。

(イ) 社会資本整備の非効率化と維持費の増加

まちの空洞化の結果、道路や上下水道等の既存の社会資本の利用率が低下してきており、加えて、郊外へのまちの拡散と都市機能の分散の結果、社会資本を追加的に整備する必要が発生し、非効率な公共投資を余儀なくされました。まちの拡散に合わせて社会資本ストックも年々増加し、その維持管理費用も今後増加する見込みです。

(ロ) 自動車依存の増大

郊外開発の進行等を背景とした車社会化の進展は、バスをはじめとする既存の公共交通機関の輸送密度を低下させ、その結果、民間事業者では不採算路線の廃止や縮小が進んでいます。

一方、公共交通機関の利便性の低い地域では、車の運転に不安を持つ高齢者もやむを得ず車を運転せざるを得ない状況にもあり、地域の移動手段としての公共交通機関の重要性はますます高まっています。

(ハ) まちの個性の喪失

かつてまちには、さまざまな都市機能が集まり、人々の生活の場であると同時に、そこに暮らす人々と訪れる人々との交流によってにぎわいが生まれ、長い歴史の中で独自の伝統や文化、景観が育まれてきました。

まちの空洞化に伴いこうした伝統や文化が失われ、また一方で、それぞれのまちの多様性が失われ画一化されていったことは、まちの個性や魅力を失うことにほかならず、大きな損失となっており、そのことはまちに住む人々の愛着や誇りの喪失につながっています。

また、まちから人々が去り、文化・交流などの本来の機能も低下し、にぎわいが失われつつあることは、地域の経済活力の低下にもつながっています。

(ニ) 地域の社会的機能の低下

まちの空洞化は、高齢化と相まって地域活動の担い手を減少させ、地域コミュニティを維持することが困難になってきています。

コミュニティ活動によって支えられてきた地域の福祉、環境、防犯、防災など生活全般に関する互助や共助の機能が失われることは、生活の安全性が脅かされることにつながります。

(ホ) 環境負荷の増大

現在、環境負荷の低減が国際的な課題となっています。

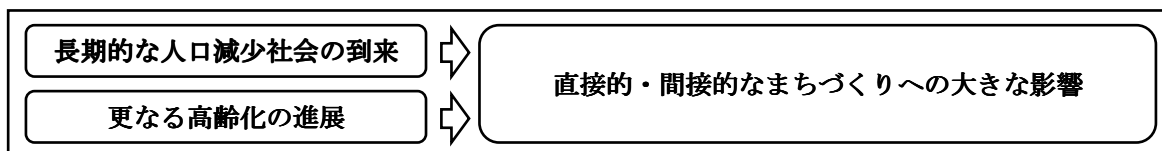
自動車排出ガスは、大気汚染や酸性雨の原因となっており、更に二酸化炭素などの温室効果ガスを含み、地球温暖化を引き起こす要因ともなっています。

したがって、都市機能の分散に伴う自動車利用の一層の高まりや移動距離の増大は、地球環境への負荷を増加させることとなります。

また、郊外における開発は、農地や森林を改変してしまう場合もあり、良好な自然的環境が失われてしまう事例も見受けられます。

ハ 人口の減少と更なる高齢化がもたらす影響

図2 人口の減少と更なる高齢化がもたらす影響



現在、我が国は、戦後初の長期的な人口減少社会に突入しており、このことは本県においても同様です。

また、高齢者（65歳以上）人口の割合は戦後一貫して上昇し続けてきましたが、今後は、我が国の人口構造上において大規模な集団であるいわゆる「団塊の世代」が高齢期に入ることもあり、人口の減少と影響し合って、なお一層の高齢化の進展が予測されます。

このことは、地域社会のさまざまな面に根本的な影響を及ぼすと考えられます。

生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の減少や高齢化の進展は、経済成長を鈍化させる可能性があり、税収が減少していくことが予想されます。また、高齢化の進行により、社会保障関係経費が増加していくことも想定され、自治体財政がひっ迫し、まちづくりへの投資について大きな制約が発生することも想定されます。

このような社会情勢のなか、現在の拡散型のまちづくりを継続した場合、自治体財政の側面から社会資本の整備・維持が困難になるほか、衰退した公共交通機関の整備・維持や代替交通への補助も困難となり、車社会を前提とした都市構造に対応できない住民が更に孤立化することにもつながりかねません。逆に、自動車への依存度はますます高まり、地球環境への負荷が更に増加することも考えられます。

また、人口の減少や少子高齢化によって、まちや郊外を問わず個性や活気が失われ、地域経済が更に停滞することも考えられます。

さらに、高齢化の進展により福祉などに対する地域のニーズは増加するにも

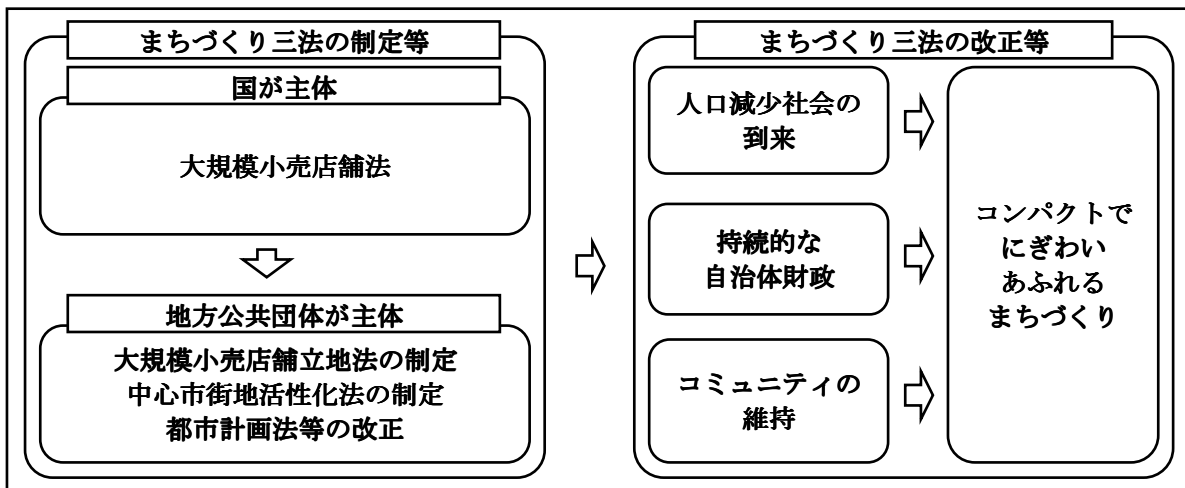
かかわらず、まちの空洞化や郊外団地の高齢化は地域コミュニティの衰退をもたらし、地域で担われている社会的な機能が喪失していくような事態も懸念されます。

(2) 国の方向性

中心市街地が空洞化するなか、国は、平成10年、規制緩和の流れの中で大型店の出店調整にとどまらない土地利用も含めた総合的な観点から、地域の実情に合わせた地方公共団体が主体となるまちづくりを目指した、いわゆる「まちづくり三法」の制定等を行いました。

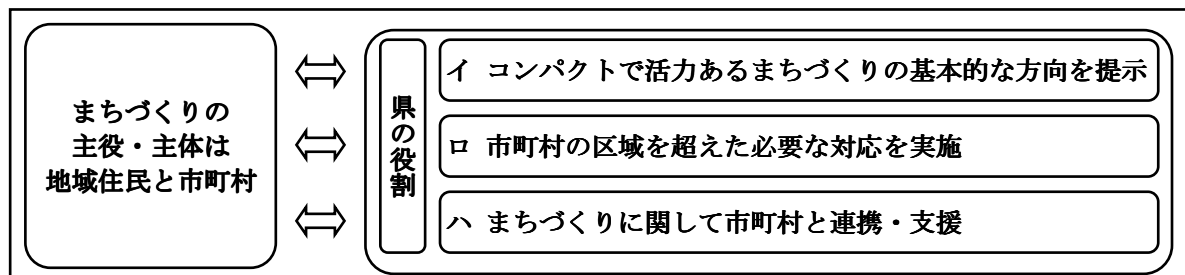
その後、平成18年にこの「まちづくり三法」の見直しが行われましたが、この改正は、都市機能の分散と中心市街地の空洞化をこれ以上進行させないため、人口減少社会の到来や持続的な自治体財政、コミュニティの維持といった観点から、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指し、中心市街地へのさまざまな都市機能の集約（まちのコンパクト化）と、そのにぎわいの回復を目的としたものです。

図3 国としてのまちづくりの政策転換（拡散型都市構造から集約型都市構造へ）



(3) 県の役割と具体的な施策

図4 県の役割



まちづくり三法の制定によって、まちづくりの主体が地方公共団体であることが、改めて明らかにされました。

その中でも、市町村は、住民に最も身近な行政主体として、そのまちの将来を

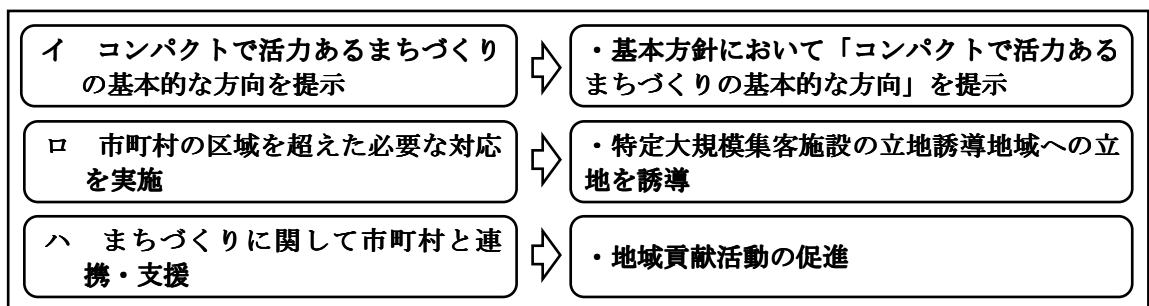
見据え、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが望まれており、県は、市町村の区域を超えた広域的な行政主体として、次の3つの観点からコンパクトで活力あるまちづくりを推進します。

イ 県は、コンパクトで活力あるまちづくりの基本的な方向を提示します。

ロ 県は、市町村の区域を超えた必要な対応を実施します。

ハ 県は、まちづくりに関して、まちづくりの主体である市町村と緊密な連携を図り、これを支援します。

図5 県の役割と本条例における施策との関係

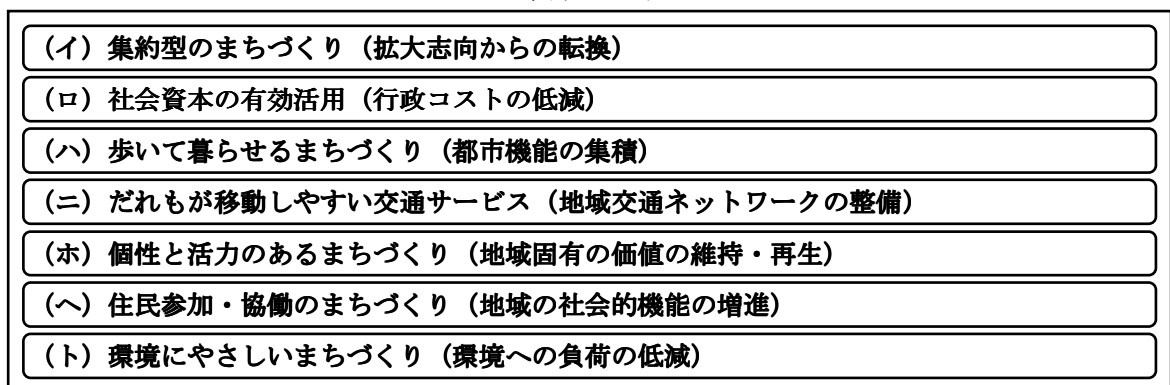


(4) コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

県は、まちづくりをめぐる課題への対応として、まちづくり三法の趣旨に沿ってコンパクトで活力あるまちづくりに関する7つの基本的な方向を定めます。

イ コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向

図6 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向



(イ) 集約型のまちづくり (拡大志向からの転換)

人口減少社会が到来し、一層の高齢化が予測されるなか、持続可能なまちづくりのためには、郊外人口の増加や都市機能の分散など、拡大型・拡散型の都市構造へ向かう流れにブレーキをかけ、まちの中での土地の高度利用や

低未利用地の有効活用の促進により、良好な市街地の形成と再生が計画的に図られるような集約型のまちづくりに転換する必要があります。

(ロ) 社会資本の有効活用（行政コストの低減）

今後、税収の減少に加え、社会保障関係経費等の支出の増加が想定されるなかで、健全な行政運営を維持するためには、可能な限り新たな行政コストの発生を抑制するとともに、上下水道、道路などの既存の社会資本の維持補修等の長寿命化により有効活用を行い、行政コストの低減を図る必要があります。

(ハ) 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）

拠点として期待されているまちにおいて、適切な密度を保ちながら一定の範囲内に都市機能の集積を進めるとともに、徒歩や自転車による移動が容易な、高齢者をはじめだれもが暮らしやすい環境を整えなければなりません。

なお、まちの規模によっては、必要な機能を一都市で持つのは困難であるため、生活に身近な機能についてはそれぞれのまちに、より高次の機能については拠点都市に配置するなど、複数の都市間での連携を前提としたネットワーク型の地域構造を視野に入れて、都市機能の集積を進める必要があります。

(ニ) だれもが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）

一般家庭への自動車の普及は目覚ましく、自動車利用を前提とした暮らしが定着していますが、地域に住むだれもが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安定した交通手段の確保が不可欠です。

だれもが、必要な都市機能へのアクセシビリティを確保できるよう、郊外からまちなかへの、あるいは、機能を分担する都市同士での、過度に自動車に依存しない、それぞれの地域の実情に即した交通サービスの維持や充実が必要です。

(ホ) 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）

まちの活力を維持・再生するためには、そこで暮らす人々の活力が重要です。

人々がそのまちに愛着と誇りをもってまちのために活動していくためには、独自の伝統や文化、街並みを守り生かすことによって、そのまちの魅力を高めることが重要です。

また、そのまちの魅力の向上や個性的な地域づくりは、その地域のにぎわいの創出にも大きく貢献します。

(へ) 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）

社会・経済を取り巻く状況が厳しさを増すなか、一方で住民ニーズが多様化・高度化しており、だれもが安心して住み続けられる環境を確保するためには、地域を支えるコミュニティの維持・活性化に努めるだけではなく、地域住民や行政、さらには NPO や企業といったまちに集うすべての者が相互に連携・協働し、地域の社会的機能の増進を図りながらまちづくりを行っていくことが必要です。

(ト) 環境にやさしいまちづくり（環境への負荷の低減）

良好な環境の中で生活することは、住民のだれもが望んでいることであり、その要請に応えるためには、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を促進するとともに、開発による環境負荷を最小限に抑えるようなまちづくりを行うことが必要です。

ロ 基本方針における目標

県は、7つの基本的な方向に沿った目指すべきまちの姿について、まちに暮らす視点から、また、まちを運営する視点から、次の2つの目標を定めます。

(イ) すべての世代が安心して暮らせるまち

- a 歩いて行ける範囲で日常生活が送られ、かつ、バリアフリーが実現しており、年齢によらず、また、障害の有無にかかわらず、安全に歩いて暮らせるまちが実現しています。さらに、いずれの地域に住む人も公共交通機関によって都市機能への交通の利便が確保されています。
- b 人と人とのつながりによるセーフティネットが築かれ、子供の安全の確保や高齢者福祉、防災等について、NPO など多様な主体の参画と連携が図られています。
- c 高齢者から子育て世代に子育ての知恵が、高齢者から子供に文化・伝統が受け継がれるなど、世代を超えた交流があります。

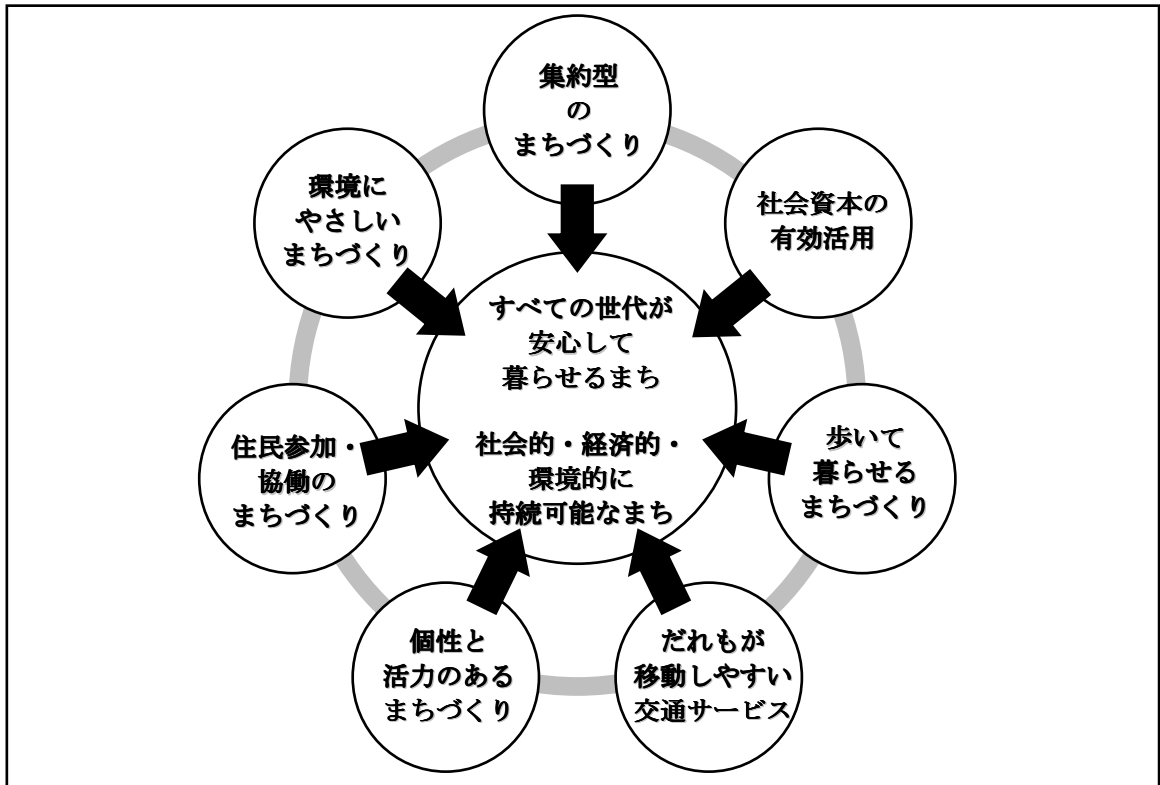
(ロ) 社会的・経済的・環境的に持続可能なまち

- a 伝統や文化、景観など、その地域の特性を生かしたまちが形成されるとともに、まちのにぎわいが生まれ、また、地域経済の活性化が図られています。
- b 集約型のまちづくりが進められるとともに、既存の社会資本の有効活用など、社会資本に関する投資・維持管理経費が抑制され、また、各種行政

サービスに要する移動コストの削減など、効率的なサービスの提供が実現しています。

- c 過度に自動車に依存せずに生活できるまちが実現し、温室効果ガスを含む自動車排出ガスの排出削減が図られ、また、土地利用の見直しなどにより、まちの周辺に温室効果ガスの吸収源となる緑地が効果的に配置されています。

図7 コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向と目指すべき目標（イメージ）



2 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項

(1) 特定大規模集客施設の立地の誘導

特定大規模集客施設は、多くの人々を広い地域から集めることや立地に伴い追加的なインフラ整備が必要となることなど、立地場所周辺だけではなく、まちづくりに広域的な影響を及ぼすという特性を持っています。

このような施設の分散的な郊外立地は、まちの空洞化の要因となるほか、低密度な市街地の拡大を助長する要因にもなり、都市構造の形成に大きな影響を与える可能性があります。

他方、特定大規模集客施設が、生活利便施設として重要な役割を果たしているという側面もあります。

県は、特定大規模集客施設によって提供される機能については、重要な都市機能の一部としてとらえ、コンパクトで活力あるまちづくりの推進に向けた広域的な見地から、立地誘導地域への立地を誘導します。

立地の誘導に当たっては、条例において立地誘導地域が定められているほか、市町村の申請に基づく立地誘導除外地域及び立地誘導地域の指定制度が設けられています。

また、設置者には、立地誘導地域以外への立地について事前の届出が義務付けられており、これらの制度の運用により、市町村の区域を超えた広域的な見地から立地を誘導します。

(2) 特定大規模集客施設の立地誘導地域等

イ 立地誘導地域について

特定大規模集客施設の立地は、関係法令及びこれらに基づくゾーニング（用途制限）を守った上で行われることが前提となります。

条例及び条例施行規則では、その中でも特に特定大規模集客施設の立地が望ましい次の地域が、それぞれ立地誘導地域とされています。

(イ) 都市計画法第8条第1項第1号に定める近隣商業地域及び商業地域（条例第2条第5号イ）

都市計画法及び建築基準法においては、平成18年の法改正以前は床面積の合計が10,000㎡を超える劇場、店舗、飲食店等の「特定大規模建築物」について、6種類の用途地域と非線引き都市計画区域及び準都市計画区域の白地地域への立地が可能でしたが、改正後は立地規制が強化され、原則として、立地は近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の3種類の用途地域のみとなりました。

このうち、条例では、特定大規模集客施設の中核的機能と想定される「商

業・業務機能」や「サービス業務機能」について、それらの施設の立地・集積を図る方針が示されている地域である近隣商業地域及び商業地域について、立地誘導地域とされています。

図8 都市計画法・建築基準法の一部改正（特定大規模建築物の立地規制の強化）

		従前	改正後
用途地域	第一種低層住居専用地域	50㎡超不可	
	第二種低層住居専用地域	150㎡超不可	
	第一種中高層住居専用地域	500㎡超不可	
	第二種中高層住居専用地域	1,500㎡超不可	
	第一種住居地域	3,000㎡超不可	
	第二種住居地域	制限なし	原則不可
	準住居地域		
	工業地域		
	近隣商業地域	制限なし	
	商業地域		
	準工業地域		
	工業専用地域	原則不可	
市街化調整区域	原則不可 ※ただし計画的な大規模開発の場合は許可	大規模開発も含め原則不可	
非線引き都市計画区域, 準都市計画区域の白地地域	制限なし	原則不可	
都市計画区域外	制限なし（都市計画法の対象外）		

(ロ) 中心市街地活性化法第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域（条例第2条第5号ロ）

同法で中心市街地は、要件の一つが「相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地」と定義されており、国から基本計画の認定を受けた中心市街地の区域内については、立地誘導地域とされています。

(ハ) 中心市街地活性化法第65条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域（条例第2条第5号ロ）

中心市街地の疲弊が進んでいる大きな要因の一つが商業機能の郊外移転を背景とする中心市街地の商業機能の低下であることを考慮し、大規模小売店舗の迅速な立地促進による中心市街地の活性化を図ることが特に必要な区域である第二種大規模小売店舗立地法特例区域について、立地誘導地域とされています。

(H26.7.3 一部改正)

(ニ) 都市計画法第12条の5第4項に規定する開発整備促進区で同条第2項第1号の地区整備計画が定められている区域のうち同法第12条の12の土地の区域として定められている区域（条例第2条第5号ハ・条例施行規則第4条）

都市計画法において、特定大規模建築物の整備による商業等業務の利便の増進を図るため、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき地域として定められ、都市の機能の増進に貢献することが要件とされており、また、制度上周辺市町村との広域調整が図られることから、立地誘導地域としています。

(H26.7.3 一部改正)

ロ 立地誘導除外地域及び立地誘導地域の指定について

(イ) 市町村の長の申請による立地誘導除外地域の指定（条例第2条第5号イただし書き）

まちづくりの主体である市町村の実情に応じた立地誘導を図る観点から、立地誘導地域とされている近隣商業地域及び商業地域の中でも、市町村の長の申請に基づき、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、特定大規模集客施設が立地することによりその市町村におけるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる地域について、知事が立地誘導除外地域に指定します。

(ロ) 市町村の長の申請による立地誘導地域の指定（条例第2条第5号ハ）

まちづくりの主体である市町村の実情に応じた立地誘導を図る観点から、市町村の長の申請に基づき、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、特定大規模集客施設が立地することによりコンパクトで活力あるまちづくりを促進すると認められる地域について、知事が立地誘導地域に指定します。

(3) 特定大規模集客施設の新設（変更）の届出

立地誘導地域以外への特定大規模集客施設の立地について、条例第6条第1項、同条第6項及び第8条第1項に規定する新設又は変更の届出があった場合、知事は、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地から、意見を述べるかどうか等の判断を行います。

なお、都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴い新設するとき又は国若しくは地方公共団体が新設するとき等は届出が不要です。

(4) コンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から考慮すべき事項

市町村の長からの申請に基づく立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定や特定大規模集客施設の新設又は変更の届出があった場合、意見の有無等を判断する際には、それぞれの手続に応じて、コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向を基にして定めた以下に掲げる事項を総合的に考慮します。

イ 立地誘導除外地域・立地誘導地域の指定の際の考慮事項

(イ) 関係する市町村の長の意見

(ロ) 特定大規模集客施設の立地に関する基本構想

当該基本構想と申請市町村の市町村総合計画や市町村都市計画マスタープラン等との関連性

(ハ) 周辺の自然環境の状況

自然環境の保全への影響の有無等

(ニ) 社会資本等の集積状況

道路等の追加的な社会資本整備の必要性の有無と都市機能の集積状況

(ホ) 公共交通機関の状況

公共交通機関等によるアクセスの利便性等

(ヘ) その他知事が必要と認める事項

ロ 特定大規模集客施設の新設（変更）の届出の際の考慮事項

(イ) 立地市町村の長及び住民等の意見

条例第11条第3項各号に規定する事項を勘案して述べられた立地市町村の長及び住民等の意見の内容

(ロ) 立地市町村以外の市町村の長及び住民等の意見

条例第11条第4項各号に規定する事項を勘案して述べられた立地市町村以外の市町村の長及び住民等の意見の内容

(ハ) 届出の内容と基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

届出の内容と基本方針及び都市計画区域マスタープラン等との整合性

(ニ) 届出の内容と立地市町村の土地利用関係計画との適合

届出の内容と市町村総合計画や市町村都市計画マスタープラン等との整合性

(ホ) 集客予定区域の所在する市町村（立地市町村を除く。）における土地利用関係計画の推進に及ぼす影響

- (へ) 公共交通機関の状況及び当該特定大規模集客施設に到達するための交通手段の状況
公共交通機関等によるアクセスの利便性等
- (ト) 地域貢献活動の概要
- (チ) 周辺の自然環境の状況
自然環境の保全への影響の有無等
- (リ) 社会資本等の集積状況
道路等の追加的な社会資本整備の必要性の有無と都市機能の集積状況
- (ヌ) その他知事が必要と認める事項

図6 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する基本的な方向（再掲）

(イ) 集約型のまちづくり（拡大志向からの転換）
(ロ) 社会資本の有効活用（行政コストの低減）
(ハ) 歩いて暮らせるまちづくり（都市機能の集積）
(ニ) だれもが移動しやすい交通サービス（地域交通ネットワークの整備）
(ホ) 個性と活力のあるまちづくり（地域固有の価値の維持・再生）
(ヘ) 住民参加・協働のまちづくり（地域の社会的機能の増進）
(ト) 環境にやさしいまちづくり（環境への負荷の低減）

3 地域貢献活動の指針となるべき事項

(1) 地域貢献活動の必要性

近年、環境問題への意識の高まり、商品・サービス等の安全性への関心の高まりなど、企業を取り巻く環境が大きく変化するなか、そもそも企業がよって立つ基盤である社会を、その一員として共に築いていく役割がますます重要になっており、各企業の社会に対する自主・自発的な取組が求められています。

県では、豊かで安全安心な地域社会の構築に向けた取組を行うことが、企業の持続的な発展にもつながるものと考えております。

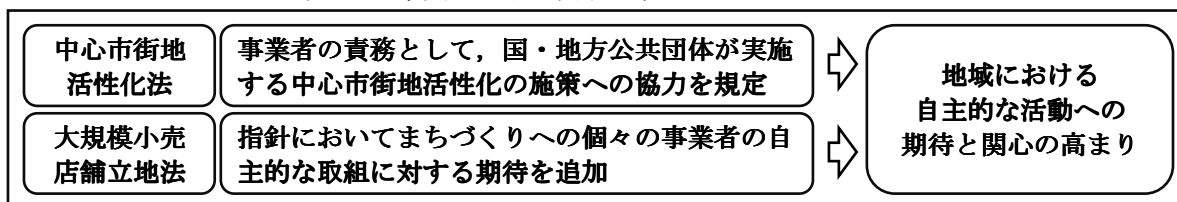
このような活動は、企業の規模や業種等にかかわらず、すべての企業が自主的かつ主体的に判断し、取り組むべきものと考えられますが、中でも、都市機能の一つとして多くの人を集める集客施設は、消費者・生活者である地域住民と密接なかかわりを持ち、地域のまちづくりや地域コミュニティなどに対する大きな影響を及ぼすことから、積極的に地域に貢献し、地域の抱えるさまざまな課題解決に向けた取組の一翼を担うことを期待しています。

(2) 集客施設の地域貢献に関する自主的な取組の推進

国では、中心市街地の活性化に関する法律を平成18年に改正し、事業者に対して、中心市街地の活性化への取組に関する施策への協力についての責務規定を設けました。

また、大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」が平成19年に改訂され、その序文において、まちづくりへの貢献に関し、関係業界団体による自主ガイドラインの作成などの取組に加え、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待されることが追加されるなど、地域における自主的な活動への期待と関心が高まっています。

図9 まちづくり三法等での地域貢献活動に関する規定



県では、これらの状況を考慮し、コンパクトで活力あるまちづくりを推進するに当たって重要な地域貢献活動の促進を図る観点から、県内の集客施設の設置者が行う地域貢献活動についてのガイドラインを定めるとともに、特定大規模集客施設の設置者が行う地域貢献活動計画と実施状況の公表を行います。

(3) 地域貢献活動ガイドラインの作成

地域貢献活動については、その地域におけるまちづくりの課題や、集客施設の立地条件、業種・業態、事業規模などに応じて多種多様であると考えられますが、それぞれの地域の実情に応じた活動を、集客施設の設置者が、地域住民や市町村と連携し、積極的・自発的に取り組むことが望ましいと考えております。

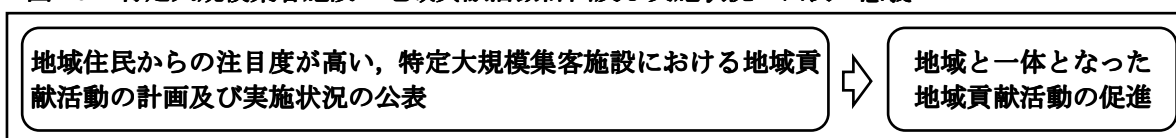
「地域貢献活動ガイドライン」は、そうした活動を始めるに当たっての手引書として作成するものであり、可能なものから取り組めるよう、コンパクトで活力あるまちづくりを推進する上で県として期待するさまざまな活動内容の事例を掲載し、より多くの設置者の取組を促進するものです。

(4) 地域貢献活動計画及び実施状況の公表

大規模な集客施設については、多くの従業員を雇用し、事業規模も大きく集客範囲も広域にわたるなど、地域社会に対しとりわけ大きな影響力があることから、その社会的な責任として、更に積極的な取組が期待されており、県としてもそのまちづくりに大きな影響を与える存在感から、現在のまちづくりや社会的な問題への対応においても一定の役割を期待しています。

このような大規模な集客施設の活動は、地域住民からの注目度も非常に高く、その活動による周囲への影響も特に大きいことから、大規模な集客施設における地域貢献活動の計画及び実施状況の公表を制度化し、その活動内容を地域及び住民に広く知らせることで、地域貢献活動への理解を促し、地域と一体になった地域貢献活動を促進していきます。

図 10 特定大規模集客施設の地域貢献活動計画及び実施状況の公表の意義



この公表制度が義務付けられる集客施設は、条例に基づく特定大規模集客施設であり、今後、県内に立地する施設のほか、既に県内に立地している施設も同様の取扱いとなります。

なお、市町村が独自にまちづくりを推進するために、この制度と同様の趣旨の条例を制定した場合には、地域の実情にあったまちづくりを推進する観点から、この制度の適用を除外することとされています。

(5) 地域貢献活動の内容

前述のとおり、地域貢献活動の在り方については、地域の環境や集客施設の立地条件、業種や業態、事業規模などに応じて、多種多様なものが考えられます。

以下は、県としてコンパクトで活力あるまちづくりの推進の観点から、まちづくりの基本的な考え方や条例の目的、更には地域住民等が期待すると思われる内

容等を基に、事業者等において既に取り組まれている活動内容や本県が推進する施策等も参考に、県として担っていただくことを期待する地域貢献活動の内容を挙げたものですが、これだけが地域貢献活動と位置付けられるわけではありません。

これらの内容と、「地域貢献活動ガイドライン」に掲げる事例を参考に、自らの判断によりそれぞれの地域の実情に応じた地域貢献活動に自発的に取り組むことを県として期待しています。

イ まちづくりの取組への協力

地域の実情や社会的要請等を考え合わせ、地域住民や関係機関との連携を促進し、まちの活性化に取り組んでいくこと

ロ 地域経済活性化の推進

地域における雇用の促進やにぎわいの創出など地域経済の活性化に向けた取組

ハ 子供、若者、高齢者、障害者等も含めた生活者への配慮

少子高齢化が急速に進行するなか、地域において多くの人を集める都市機能として、子供、若者、高齢者、障害者等も含めたすべての生活者に配慮する取組

ニ 防犯・防災への協力

犯罪防止への配慮や災害発生時等の協力など、安心して暮らせる地域社会の実現を目指した、地域の安全・安心まちづくりへの取組

ホ 環境対策の推進

環境美化活動や環境保全活動及び省エネルギー仕様となるような施設整備等、環境貢献活動への取組

ヘ 交通対策の実施

公共交通機関の利用促進や自動車を運転しない利用者への配慮、交通安全対策の実施など、交通対策への取組

図 11 コンパクトで活力あるまちづくりの推進に係る基本的な方向との関係性（イメージ）

